

# 目的外使用料改定のお知らせ

このたび、全市的な公共施設の利用料見直しの一環として、おおだふれあい会館の目的外使用料についても、令和6年4月1日より下記のとおり改定されます。

料金の計算方法も変わりますのでご注意ください。

また、使用申請書の書式も変わります。ご了承ください。

※目的に沿う使用（隣保事業等）は従来どおり利用料はかかりません。

※当館は『人権・同和問題に関する教育、啓発をする建物』ですので、人権研修を受けていただきます。（裏面をご覧ください。）

## 目的外使用料

	使用料（1時間当たり）
2階 大会議室	400円
相談室（1階／2階）、1階 調理室、 1階 研修室	200円

※1 中学生以下（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、無料とする。

※2 高校生（市内に住所を有する者に限る。）の使用は、この表に定める金額の5割相当額とする。

※3 市民および市内に主たる活動拠点を有する団体以外が使用する場合は、使用料の10割相当額を加算する。

※4 営利目的として使用する場合は使用料の10割相当額を加算する。

※5 入場料等を徴収して使用する場合は、使用料の20割相当額を加算する。

※6 開館時間外に使用する場合は、※2～4により算定した額の2割相当額を加算する。

●目的に沿う使用（隣保事業等）に支障の無い範囲で、目的外の使用をすることが出来ます。ただし、以下の場合は使用をお断りする場合があります。

- (1) 公の秩序若しくは善良な風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 隣保館の管理上支障があると認められるとき。
- (3) その他不相当と認められるとき。

**詳しくは職員にお尋ねください。**